

第2回横浜市障害者スポーツ文化センター

指定管理者選定委員会 会議録

- ・ 議 題：1 応募状況等について
2 応募書類の審査
3 ヒアリング方法について
- ・ 日 時：平成17年10月28日（金）午後1時20分～4時30分
- ・ 場 所：関内駅前第一ビル 202特別会議室
- ・ 出席者：杉内委員、鈴木委員、田中委員、沼尾委員、八島委員、
山口委員
- ・ 欠席者：平井委員
- ・ 開催形態：非公開
- ・ 決定事項：ヒアリング方法について

議 題

1 応募状況について

事務局より、第1回選定委員会から現在までの経過について説明を行う。

- ・ 平成17年9月5日～10月12日の間、募集要項の配布を行う。
- ・ 平成17年9月15日に公募説明会及び現場説明会を行い、2法人が参加。
- ・ 平成17年9月16日に設計図書の閲覧を行う予定であったが、参加申し込みがなく、開催しなかった。
- ・ 平成17年9月15日～9月22日の間、質問書の受付を行い、平成17年9月30日に質問書の回答を福祉局ホームページで公表を行う。
- ・ 平成17年10月11日～10月12日の間応募書類の受付を行ったところ、2法人から応募があった。

2 応募書類の審査

事務局より、各法人から提出された申請書の内容について説明を行う。

《意見交換》

(1) 全体

(委員質問・意見)

- ・ A法人は「経費削減」ばかりを持ち出し、福祉の視点がない。安い賃金でパート・アルバイトを雇い運営しようと考えているが、福祉施設を運営するにあたっては、知識・技術等を持ち合わせた職員が必要なのではないか。
- ・ 収支計画（様式23～25）をみると、維持管理運営費用は両法人ともほとんど差がない。しかし、その内訳を見ると、A法人は維持管理費、B法人は人件費に経費をかけていることが分かる。A法人は人件費を減らし業務費を豊かにしようと考えているようである。
- ・ 建物の維持管理費というのは、それほど変わらないはずなのになぜ大きく数字が違うのか。
- ・ A法人は、社会の流れをよく見ている、いろいろな事業をやるために維持管理費に余裕を持たせているのではないか。
- ・ A法人はプロパーを少なくして、派遣等を活用しようと考えているのではないか。
- ・ 福祉施設では職員の質が重要になる。人件費が安いということは人材の質が心配である。
- ・ A法人の申請書からは、理念は分かるがどうやって運営するのか具体的な方法が見えない。
- ・ 収支計画（様式23～25）を見ると事業による収入の額が突拍子もない数字になっている。確認したい。
- ・ 申請書からは具体的な人員配置やビジョンを読みとることが出来ず、ヒアリングまでに何か資料を出してほしい。可能か。
- ・ 法人は限られた様式の中で、考え方を最大限に表現しなければならず、一つの法人だけに追加資料を認めるのは公平ではない。経費についても、同様で間違えて提出したとしてもやむをえない。経費も事業についても追加資料は認めるべきではない。

（事務局）

- ・ 追加資料は求めず、出された資料で審査を行い、確認したいところは次回の委員会で行うヒアリングの中で確認することとする。

（2）各様式

（委員質問・意見）

- ・ 様式8において、A法人は、横浜ラポールが現在経常的に混雑しているにもかかわらず利用者を増やそうとしている。現状を知らなすぎるのではないか。

- ・ 様式 9 において、環境対策についての捉え方が違うがこの部分では、どのようなことを聞きたかったのか。
- ・ 様式 30 のリスク回避において回答して欲しいポイントは何か。

(事務局)

- ・ 環境対策の部分では、ラポールを維持管理する上で、環境にどのように配慮するのか考え方を聞きたい。
- ・ 様式 30 リスク回避において最低限回答して欲しいポイントは個人情報の保護であるが、それ以外にも法人が考えるリスク回避について提案があると更に良いのではないかと考える。

(3) その他

- ・ 選考基準は 5 段階になっているが、1～5 の基準が分からない。ガイドラインが欲しい。
- ・ 2 法人からの申請なので、委員ごとに判断の軸が決まっていれば、各委員の基準で構わないのではないかと考える。

(事務局)

- ・ 各委員で判断基準を決めて頂き、各委員の基準で採点することでよい。

3 ヒアリング方法

事務局よりヒアリング方法について案を提示。

- ・ ヒアリングの順番
- ・ プレゼンテーションを行う必要があるのか
- ・ ヒアリングに立ち会う法人職員の制限について

(委員質問・意見)

- ・ プレゼンテーションは必ず行って欲しい。各法人のやる気をみたい。
- ・ ヒアリングの順番は、応募書類の申請順にしたらどうか。
- ・ 応募書類の申請順の方が分かりやすい。
- ・ ヒアリングを両法人一緒に行う方法もあるがどうか。
- ・ ヒアリングは両者を比較するためではなく、各法人の申請内容の分からない所を確認するためでもあるから別々で良いのではないかと考える。
- ・ ヒアリングに出席する者は他の法人のヒアリングに立ち会う際には、制限をする必要がある。

- ヒアリングは、プレゼンテーションを10分行った後、質疑応答を30分行う。
- 順番は、応募書類の申請順に行う。
- ヒアリングは法人ごとに別々に行う。
- 企画書を提出した法人の職員のうちヒアリングに出席する者は、他法人のヒアリングの傍聴はできないこととする。